平成２６年（フ）第３９４６号
大阪市東住吉区矢田２丁目24番３号　マーキュリー東住吉Ａ棟401号
債務者　坂本　和夫
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２７号
大阪府東大阪市今米１丁目14番12―501号
債務者　中村　文重
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６５号
大阪市中央区道修町４丁目５番16号
債務者　前田　義美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１５号
大阪市住吉区長居東４丁目６番15―706号
債務者　前田　　桂（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２１０号
大阪府豊中市庄内西町１丁目４番２号
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０号
岩手県一関市赤荻字福泉67番地11
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第５２号
岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前36番地22
債務者　鈴木　佑介
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２５７号
埼玉県東松山市六軒町12番地16　Ｍ―プラザ５―101
債務者　松本秋五郎
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６８号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目５番地１　ホワイトベル203
債務者　吉野　達也
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０８号
岡山県総社市井尻野241番地１　ジャン・リーブ102
債務者　赤堀　未希
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
愛知県岡崎市舞木町字山中町64番地４
債務者　赤木勝こと　ＳＡＮＣＨＥＺ　ＤＥ　ＬＡ　ＦＵＥＮＴＥ　ＡＫＡＫＩ　ＲＡＵＬ　ＭＡＺＡＲＵ
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
愛知県岡崎市舞木町字山中町64番地４
債務者　ＤＡ　ＣＯＳＴＡ　ＴＥＲＥＺＩＮＨＡ　ＴＩＯＭＡＴＳＵ
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６９１号
さいたま市南区南浦和３丁目50番８―605号
債務者　山田　和久
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０８号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目29番23号　コーワレジデンス弐番館201号、旧住所埼玉県川口市領家２丁目17番１号
債務者　山崎　　仁
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８２６号
さいたま市岩槻区仲町１丁目10番31号　グランドールＣｏＣｏ102
債務者　館ジェリカ
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５５号
埼玉県幸手市大字千塚1488番地９
債務者　中村　政雄
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９５号
さいたま市大宮区三橋３丁目14番地　ヒルズ三橋Ｃ203号
債務者　金子　智之
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係